

## E 大学（短期大学）・高等専門学校体育施設調査実施要領

### 1 調査目的

体育・スポーツの振興に資するため、我が国における体育・スポーツ施設の設置者（学校、公共、職場等）別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後の体育・スポーツ施設の整備計画策定等スポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ようとするものである。

### 2 調査対象

#### (1)大学（短期大学）・高等専門学校体育施設

学生が使用するために設置している全ての体育施設を対象とする。ただし、附属の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教育活動のために設置され、児童・生徒がもっぱら使用する体育施設を除く。

#### (2)国立大学附属学校体育施設

国立大学法人附属の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教育活動のために設置され、児童・生徒がもっぱら使用する体育施設を対象とする。

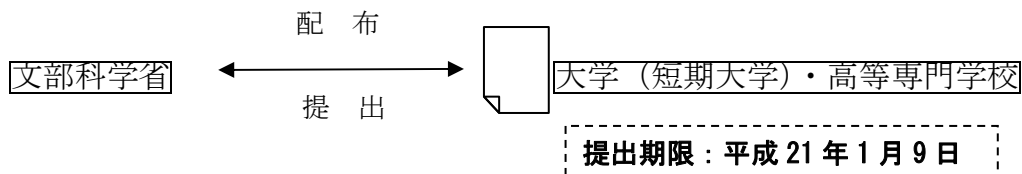
### 3 調査の内容

別紙 [ E 大学（短期大学）・高等専門学校体育施設調査票（1）、（2） ]参照

### 4 調査期日

平成 20 年 10 月 1 日現在

### 5 調査の統計と方法



(※調査票の配布・回収は文科省が委託する民間機関が行う)

- (1) 調査票は文部科学省から大学（短期大学）・高等専門学校に配布する。（国立大学法人の附属学校体育施設を含む）
- (2) 調査票は記入上の注意を参照の上記入する。
- (3) 同一の大学（短期大学）・高等専門学校の体育施設が複数の市区町村に所在する場合は、市区町村ごとにそれぞれ 1 葉の調査票に記入する。
- (4) 記入の終わった調査票は、平成 21 年 1 月 9 日までに、同封の封筒で文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課長あて提出する。  
※提出書類は調査票 E- (1), (2) の 2 枚。

## **E 大学（短期大学）・高等専門学校体育施設調査記入上の注意**

### 1 体育施設の定義

ここでいう体育施設とは、大学（短期大学）・高等専門学校の学生が使用するために設置しているすべての体育施設を意味する。

なお、国立大学法人に附属する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教育活動のために設置され、児童・生徒がもっぱら使用する体育施設は、調査票〔E－（2）〕に記入する。

ただし、公私立大学附属の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教育活動のために設置され、児童・生徒がもっぱら使用する体育施設を除く。これらについては、教育委員会を通じて別途に調査する。

### 2 I 基礎的事項欄の記入

(1)項目 3・4 の体育施設所在都道府県・市区町村名について、同一学校の体育施設が複数の市区町村に所在する場所は、所在市区町村ごとにそれぞれ1葉の調査票に記入する。その場合の調査票は、記入者側で複写願います。

(2)項目 5 の調査番号は、体育施設の所在地が一つの市区町村のみの場合は1と記入する。二つ以上の市区町村に所在する場合は、所在市区町村数と調査票番号を連記する。

(例) a市、b町、c村の三つの市町村に所在する場合は、a市分は3-1、b町分は3-2、c-村分は3-3と記入する。

### 3 施設種別と内容の説明

(1)施設種別の内容については、【施設種別の定義】を参照すること。

(2)「その他」の欄には【施設種別の定義】にある施設種別番号を記入する。

(3)総合スポーツ施設、総合体育館などのように、複数種別の施設が集合しているものについては個々の施設に分けて、それぞれの欄に記入する。

(4)【施設種別の定義】にある施設でも、その規模が最低基準に達しない施設は記入しないこと。

(5)算用数字（1、2、3）を記入し、該当のない欄は空欄とする。

### 4 II 施設の現況欄の記入

(1)施設種別番号の1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 11, 12については規模別に箇所数を記入する。

(2)施設種別番号の14, 15, 16, 17については、箇所数のほか（ ）内にコート面数を記入する。

### 5 調査票〔E－（2）〕の記入について

#### (1)体育施設の定義

ここでいう学校体育施設とは、国立大学法人に附属する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教育活動のために設置され、児童・生徒がもっぱら使用する体育施設を意味する。

#### (2)調査票の記入について

調査票の記入については、調査票〔E－（2）〕に準ずる。

☆よくあるお問い合わせ（調査票E）

○前回の調査について

Q：体育・スポーツ施設現況調査は、今回初めての調査でしょうか。

A：体育・スポーツ施設現況調査は6年に1度実施しており、前回は平成14年に調査しております。

○調査票の記入について

I 基礎的事項について

Q：6 調査番号は何を記入すればいいですか？

A：例として、施設が1市区町村内にある場合は1と記入して下さい。

施設が2つの市区町村に分かれている場合は2-1、2-2

施設が3つの市区町村に分かれている場合は3-1、3-2、3-3

その際、用紙については貴学でコピーをお願いします。

II 体育施設の現況について

Q：短期大学と大学が併設されているが、どちらも記入しなければいけないですか？

A：施設が重複して集計されますので、短期大学分は大学にご記入下さい。その際、短期大学には余白に「大学で記入」とご記入下さい。

Q：3 地域に開放している施設数とはどのようなことですか？

A：定期、不定期（申し込みによる）に拘わらず、地域住民に施設を開放ができる場合はご記入下さい。（なお、大学等の施設開放を公表する調査ではありません）

○返信について

Q：調査票の返信は(1)(2)とありますが、どちらも返信する必要がありますか？

A：(1)は私立の大学（短期大学）・高等専門学校、(2)は国立大学法人附属学校がご返信いただくことになります。



総務省承認
No.27458
平成21年3月31日まで

体育・スポーツ施設現況調査  
**E 大学(短期大学)・高等専門学校体育施設調査票(2)**  
 (国立大学法人附属学校)

I 基礎的事項

1 学校名		2 記入者名		課	TEL
3 体育施設所在都道府県名		4 体育施設所在市区町村名			
5 調査番号					

II 体育施設の現況

※算用数字(1, 2, 3)で記入し、該当する施設がない場合は空欄となります。

種類 番号	項 目 施設種別	1 箇所数			2 夜間照明のある施設数
		規模 1	規模 2	規模 3	
1	陸上競技場				
2	野球場・ソフトボール場				
3	球技場				
4	多目的運動広場				
5	水泳プール(屋内)				
6	水泳プール(屋外)				
9	体育館				
10	柔道場				
11	剣道場				
12	柔剣道場(武道場)				
14	バレーボール場(屋外)			( 面)	
15	庭球場(屋外)			( 面)	
16	庭球場(屋内)			( 面)	
17	バスケットボール場(屋外)			( 面)	
20	卓球場				
21	弓道場				
29	トレーニング場				
46	ランニングコース				
その他	( )				
	( )				
	( )				
	( )				
	( )				